○消防計画への水害・土砂災害時の体制の追記・修正による避難確保計画（避難誘導マニュアル）の作成

・はじめに

　この点検方法による避難確保計画（避難誘導マニュアル）（以下、計画）（※）の作成は、施設ごとに個別に作成されています既存の消防計画に水害・土砂災害時の体制・対応を追記・修正することを前提としています。

新たに水害・土砂災害に対応した計画を作成する際は、滋賀県HPに掲載されています「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き【水害・土砂災害編】（滋賀県版）」、「計画作成のひな形（様式・別表）＋滋賀県様式」等を参考に計画を作成ください。

また、この文書「避難確保計画点検方法（消防計画ベース）」は、水防法、土砂災害防止法などの改正により予告なく変更することがあります。

（※）水害・土砂災害時における施設利用者、従業員等の避難誘導に関するマニュアル等を指します。

・修正の流れ

１．　各施設で作成されています計画を、「別表・避難確保計画点検項目」に記載の項目について点検してください。各項目に記載されている内容について、各施設の計画に記載あれば「○」、記載がなければ「×」を記載してください。

２．　「１．」において点検いただきました項目のうち、「×」となっている項目が、水害・土砂災害に関して記載できていないと考えられます。計画に追記・修正等を行っていただきますようお願いします。

３．　計画の追記・修正を終えられましたら（計画の追記・修正等が不要な場合につきましても）、近江八幡市市民部危機管理課まで計画を１部ご提出ください。（郵送、E-mail、FAX等いずれの方法でも結構です。）

　　　なお、連絡先など、従業員の方や協力者の方等の個人情報が記載されている場合は、その部分を削除・黒塗り等で分からなくしたものを送付いただきますようお願いします。

４．　追記・修正を行いました計画に基づき、避難訓練を行ってください。避難訓練に伴い、計画を修正・追記等を行った際は、その新たな計画を近江八幡市市民部危機管理課まで１部ご提出ください。また行った避難訓練についても報告ください。

　　　後日、近江八幡市市民部危機管理課より、避難訓練実施日（予定日）・計画の修正の有無等の照会を行う事があります。

・別表　避難確保計画点検項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 内容 | ○・× |
| 1 | 計画の目的に、「水害・土砂災害の避難」（水防法第１５条の３第１項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保）に関する項目が記載されていますか。 |  |
|
|
| 2 | 施設は0.5ｍ以上の浸水域、土砂災害警戒区域内に立地していますか。（※） |  |
|
|
| 3 | 水害・土砂災害に対応する施設内の避難経路図は作成されていますか。（地震・火事の経路を活用しても良い）　また、水害・土砂災害時の避難先が設定されていますか。 |  |
|
|
| 4 | 水害・土砂災害時の防災情報の収集方法・伝達体制・非常時の体制（（例）施設利用者の緊急連絡先、従業員の緊急連絡網、外部への連絡先（必要に応じて地域の協力が得られる体制）など）が明確となっていますか。（地震・火事の体制を活用しても良い） |  |
|
|
| 5 | 水害・土砂災害の恐れがある際の、非常時体制をとる基準、避難判断の基準は定められていますか。 |  |
|
|
| 6 | 施設利用者の想定人数、避難誘導方法、避難に要する時間、移動手段および避難誘導員は整理されていますか。（地震・火事の体制を活用しても良い） |  |
|
|
| 7 | 災害発生時、洪水時や土砂災害に関する情報や避難情報を入手するために使用する備品や、避難の際に使用する備品について記載、準備がされていますか（地震・火事の備えを活用しても良い） |  |
|
|
| 8 | 必要な防災教育（研修）や訓練が適切な時期に実施されていますか。（年間計画等はありますか。） |  |
|
|

※市水害ハザードマップ（<http://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/kiki_kanri/1/1/1132.html>）又は、滋賀県防災情報マップ（<http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>）等から確認できます。

・この表に記載している点検項目は、一般的に必要と考えられる項目を挙げたものです。

施設利用者の人数や層、従業員の人数、施設の立地や周辺の状況等により必要な項目は変化し、記載した以外の事が避難確保計画（避難誘導ニュアル）に必要な場合があります。

・点検項目については、随時見直しを行います。

・避難確保計画（避難誘導ニュアル）を修正・作成される際は、当市「避難誘導マニュアル指針」や滋賀県で作成されている「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き【水害・土砂災害編】（滋賀県版）」等を参考にしてください。

・別表　避難確保計画点検項目の解説

項目１…一文を追記

　・　計画の目的に「水防法第１５条の３第１項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保」が記載されているかを確認してください。

　　　記載されていない場合は、計画の目的に「水防法第１５条の３第１項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする」等の文章を追加する必要があります。

　　　（例）

　　　　 第○条　目的

　　　　　　　 ・この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき…　…火災、地震及びその他の災害の予防及び…　…被害の軽減を図ることを目的とする。

　　　　　　　　 また、水防法第１５条の３第１項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

項目２…周辺状況の確認

　・　ハザードマップにより施設と周辺の状況を確認してください。（市水害ハザードマップでは計画規模、または想定最大規模を、滋賀県地先の安全度マップでは２００年に一度の確率、または１００年に一度の確率を確認ください）この項目で確認した情報は以降の項目を確認する際の基準となります。

　　　なお、浸水・土砂災害のどちらにも当てはまらない場合は、近江八幡市地域防災計画から当該施設を外す作業が必要となりますので、当市危機管理課（0748-33-4192）までご一報ください。

　　　※　想定浸水深、土砂災害警戒区域は、近江八幡市HP掲載の市水害ハザードマップ（[近江八幡市水害ハザードマップを改訂しました]　http://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/kiki\_kanri/1/1/1132.html）又は、滋賀県防災情報マップ（<http://www.shiga-bousai.jp/dmap/top/index>）等から確認できます。

項目３…項目の追加

　・　避難経路図と避難先を確認し、水害・土砂災害に関する項目があるかを確認しください。

無い場合、水害・土砂災害の避難経路、避難先の項目を追加することが必要です。水害・土砂災害発生時と地震発生時の避難経路が同一の際は、経路を引用するができます。避難先についても避難先となる避難所が水害・土砂災害にも対応している場合は、経路を引用することができます。

なお、施設の想定浸水深が浅い場合や、悪天候や夜間で外部へ避難することが危険と考えられる場合などは、移動せずに屋内安全確保を図ることや、周辺が浸水し施設に２階以上の階層がある場合は上層階へ避難する「垂直避難」で屋内安全確保を図ることも有効な避難となります。

※　水害・土砂災害に対応する避難所は、近江八幡市ＨＰトップページより「サイト内検索」で「近江八幡市の避難所一覧」を検索いただき検索結果の「近江八幡市の避難所一覧」ページ内のＰＤＦ掲載の避難所一覧で、「水害」項目に「○」がある避難所となります。

（例）

　第○条　水害・土砂災害発生時の避難場所・避難経路

　（１）避難場所・経路は下記のとおりとする。

　　　　・第○条の地震時の避難場所・避難経路に定めるとおりとする。

　　　　・上記避難場所への避難が困難な場合は、本施設○○棟２階へ避難し屋内安全確保を図る。

項目４…項目の追加

　・　水害・土砂災害時の防災情報の収集方法・伝達体制・非常時の役割分担が記載されているか確認してください。無い場合は記載が必要で、既存の消防計画等で体制が組まれている場合は、その体制を活用することも可能です。

　　　（例）

　　　　　第○条　水害・土砂災害時の役割分担

　　　　　　　　・第○条の地震時の役割分担を準用する。

項目５…項目追加

　・　水害・土砂災害時の体制・判断基準が記載されているか確認してください。無い場合は「水害・土砂災害時の防災体制」等の項目を追加し、記載することが必要です。

　・　天気予報、防災情報等で水害・土砂災害の恐れが事前に分かり、施設を閉鎖する対応をとる場合もその判断ができる旨を記載します。

　　　（例）

第○条　水害・土砂災害時の活動

・水害・土砂災害時には次の防災体制をとる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | ・大雨注意報、洪水注意報発表 | 情報収集、関係職員召集、  (今後、警報の発令が予想される場合)施設閉鎖の決定 | 施設管理者、情報収集・伝達係 |
| 警戒体制 | ・大雨警報、洪水警報発表  ・〇〇地区　警戒レベル３　高齢者等避難（市町による発令） | 情報収集、資器材準備、漏水・危険箇所確認、要配慮者の帰宅、  要配慮者の避難誘導開始、  施設閉鎖の決定 | 施設管理者、情報収集・伝達係、避難誘導係、施設点検係 |
| 非常体制 | ・大雨警報、洪水警報発表  ・〇〇地区　警戒レベル４　避難指示（市町による発令）（市町による発令）  ・大雨特別警報  ・〇〇地区　警戒レベル５　緊急安全確保（市町による発令） | 施設全体の避難誘導…  ※　この表に掲載しているのは対応の一例です。実際の体制を記載しているものではありません。各施設によって係名称や、行う活動が異なります。  ※　判断時期については、河川氾濫情報や量水標が設置されている河川が近くにある場合、その水位を基準にすることもできます。 | 施設管理者、情報収集・伝達係、避難誘導係… |

項目６…項目の追加

　・　項目３で確認した避難経路、避難に要する時間、避難先へ誘導する人員、想定される避難者の人数、移動手段等を確認してください。地震等の想定と同じ方法をとる場合は、その方法を活用することができます。

　　　（例）

第○条　水害・土砂災害発生時の避難誘導方法

　　　地震時と同じ場合は…

　　　　・第○条の地震時の避難誘導方法に定めるとおりとする。

　　　無い場合は…。

　　　　・避難誘導係は第○条で定めた避難経路で避難先へ誘導を行う。

　　　　・施設外の避難場所に誘導する際は、避難場所までの順路、道路状況について予め説明を行い、混乱の抑制を図る。

　　　　・避難する際は、原則として車両等を用いず徒歩での避難を心がける。

項目７…項目または不足分の追加

　・　水害・土砂災害時に必要となる備品を確認してください。地震等の備品と同じ場合は、その旨を記載し、足りないものがある場合は不足する備品を追記することで替えることができます。

　・　施設の開設状況によって、施設利用者（要配慮者など）の状態（要介護状態など）を考慮した備品や、夜間に避難が想定される際の備品を記載する必要があります。

　・　屋内安全確保（垂直避難）を図る場合は、食料・飲料水など施設内での滞在に必要な備蓄が必要となります。地震等の備品と同じ場合は、上記と同様に記載します。

　　　（例）

　　　　第○条　水害・土砂災害時の準備品

　　　　　地震時と同じ場合は…

　　　　　　　　・第○条の地震に係る準備品を用いる。

　　　　　地震時に加え追記する場合は…

・第○条の地震に係る準備品に加えて水害・土砂災害に備え次の品目を準備し、定期的に点検を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動 | 使用する設備・資器材 |
| 情報収集・伝達 | ＴＶ、ラジオ、携帯無線、電池、懐中電灯… |
| 避難誘導 | 名簿、電池、懐中電灯、ライフジャケット… |
| … | … |

項目８…項目の追加

　・水害・土砂災害を想定した教育(研修)、訓練の項目を確認してください。

　　各施設の実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育（研修）・訓練をもって代えることができます。

　・令和３年５月の水防法改正により、各施設で実施された避難訓練の結果について、市町への訓練結果報告が義務化されました。